

2020年12月

報道関係者各位

株式会社クリニコ

日本初！特別用途食品 えん下困難者用食品 とろみ調整用食品 表示許可取得 『つるりんこ Quickly』

森永乳業グループ病態栄養部門の株式会社クリニコのとろみ調整食品『つるりんこ Quickly』が、2020年12月18日に消費者庁より特別用途食品 えん下困難者用食品 とろみ調整用食品の表示許可を受けました。

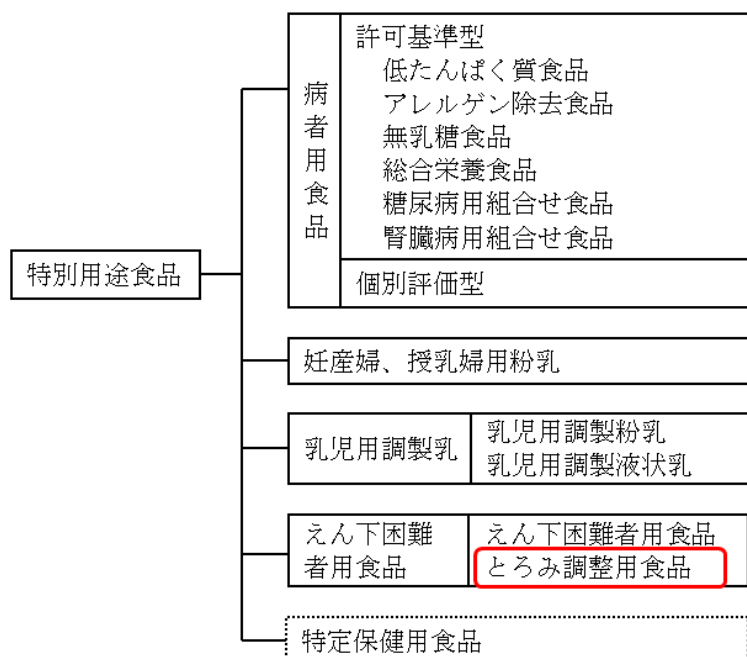
2018年4月のとろみ調整用食品の区分追加以降に、表示許可を受けた商品は『つるりんこ Quickly』が第1号となります。

今後、クリニコでは表示許可マーク入りの『つるりんこ Quickly』を順次発売してまいります。

1. 特別用途食品とは^{※1}

特別用途食品には、下記の通り病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製乳、えん下困難者用食品及び、特定保健用食品がある。

- ・乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うもの（特別用途表示）。
- ・特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならない（健康増進法第43条第1項）。
- ・表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性について、国の審査を受ける必要がある。



2. とろみ調整用食品:基本的許可基準^{※1}

- ①液体に添加することでその物性を調整し、医学的、栄養学的見地からみて特別の配慮を必要とするえん下困難者に適当な食品であること。
- ②えん下困難者に対する使用実績があること。
- ③特別の用途を示す表示が、えん下困難者用の食品としてふさわしいものであること。
- ④使用方法が簡明であること。
- ⑤適正な試験方法によって特性が確認されるものであること。

※1 参考:消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/)

3. 『つるりんこ Quickly』における特別の用途に適する旨の表示(許可表示)

本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的に、お茶や水、食品にとろみをつけるためのとろみ調整用食品で、えん下困難者が水分や栄養を摂取する際の使用に適しています。

◇『つるりんこ Quickly』について

『つるりんこ Quickly』は 2005 年 5 月より発売し、多くの医療・介護施設等でご使用いただいております。飲み込みにくいと感じる方にも、安心しておいしく水分や栄養を摂取していただけるよう、食品本来の風味や色調を損なわないことに加えて、製品名「Quickly」の由来であるとろみづけの速さ、良好な分散性(ダマのできにくさ)にもこだわっております。ご好評いただき、2018 年度トロミ調整区分では売上第 1 位^{※2}を獲得。

※2:2019 年:(株)シード・プランニング調べ

食べる方(のえん下機能)によって、適切なとろみの強さが異なります。医師・歯科医師・管理栄養士・薬剤師・言語聴覚士等のご指導に従って使用してください。



3g×50 本
(スティック)



300g
(スタンディング袋)



800g
(スタンディング袋)



2 kg
(アルミ袋)

<株式会社クリニコについて>

森永乳業グループの株式会社クリニコは、1978 年に設立以降、通常の食事だけでは体に必要な栄養を満たすことができない方のための食品を開発・販売しています。入院されている方、老人ホームや介護施設に入居されている方、ご自宅にお住まいになっている方、どなたもご使用いただけるよう、医療・介護施設向けの販売や、通信販売など幅広く展開しています。

<お客さまからのお問い合わせ先>

通話無料:0120-52-0050 *受付時間:平日 9:30~16:00(土・日・祝日、年末年始、5/1 を除く)

ホームページ:<https://www.clinico.co.jp>

以上